

一 般 競 争 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 15 日

山形村長 百瀬 繁寿

記

1 工事の概要及び発注担当課

- (1) 工事名 令和 8 年度 山形村防災交流施設整備事業
- (2) 工事箇所 長野県東筑摩郡山形村 2047-1
- (3) 工事内容 1. 鉄骨造 2 階建て防災交流施設（延床面積 1,986 m²）の新築工事を行う。
2. 上記に付帯する工事を行う。
- (4) 工事期間 令和 10 年 3 月 31 日
- (5) 発注担当課 山形村教育委員会事務局
電話 0263-98-3155 FAX 0263-98-4256

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、山形村の資格の確認を受けられる者であること。

(1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
②	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
③	山形村の発注する「建設工事」の入札参加資格を有する者であること。
④	長野県が定めた「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。

⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業務区分要件	特定建設業許可を有する者
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合点数 ※1	964 点以上
⑨	同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	事業所の所在地に関する要件	松本地域（松本地域振興局内）に本店、支店又は営業所を有していること。
⑪	その他	共同企業体の参加は認めない。

※1 長野県の令和 7・8・9 年度建設工事における資格総合点数別発注標準表の資格総合点数を示す。

3 一般競争入札参加資格等の確認手続き

- (1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、山形村長の確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

ア 申請書等

1. 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 1）

2. 施工実績（令和 6 年度、7 年度）（様式 2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）、又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式 3）

4. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の 1 年 7 ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営規模等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

5. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受付ける。

ウ 提出部数は、正本 1 部とする。

- (3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和 8 年 9 月 24 日から 28 日まで

受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 受付場所は次による発注担当課とする。

窓口受付 山形村教育委員会事務局 電話 0263-98-3155

郵送受付 受付期間内必着 郵送先：〒390-1301

長野県東筑摩郡山形村 2040-1

山形村教育委員会事務局

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、申請者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当課とする。

4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和8年10月5日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、山形村長に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出する。

イ 受付場所は、発注担当課とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当課は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和8年10月23日(金) 午後1時30分

イ 入札場所 長野県東筑摩郡山形村 2040-1

山形村農業者トレーニングセンター 2階 ふるさと大ホール

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書(4で通知した書面)の写しを、入札時に持参すること。

イ 入札時に工事費内訳書(総括表程度)1部を添付し提出すること。なお、工事費内訳書には、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に

関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載するものとする。

ウ 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事とする。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

（ア）理由の確認方法：書面又は対面によるヒアリング

（イ）その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反したとして無効とする場合がある。

エ 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、入札に際して委任状を提出すること。

オ 本工事は長野県の令和8年6月25日付8建住第227号「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（建築工事）」の対象工事とする。

7 設計図書等

（１） 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。

（２） 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式４）により次のとおり受付けるものとする。

ア 本書面は、令和8年10月9日（金）正午までに提出することとする。

イ 受付場所は、発注担当課とする。

ウ 書面はメール（toresen@vill.yamagata.nagano.jp）に添付して送信すること。

（３） （２）の質問に対する回答は、入札参加資格者全員にメールにて回答する。

8 入札の執行

（１） 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。

（２） 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

（３） この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

（４） 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価をもって入札する場合を除き当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で落札決定とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、「契約希望金額」とは、消費税額等又は仕入れに係る消費税額等相当額を含む金額をいう。

（５） 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

（６） 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第

2 回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。

- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行が完了するまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

9 最低制限価格制度の適用

本入札においては、山形村最低制限価格制度実施要綱(平成23年山形村告示第22号)を適用する。

10 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の山形村長が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、山形村を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、山形村長に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと山形村長が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと山形村長が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額(落札決定額の100分の5(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額))に相当する金額を徴収する。
 - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
 - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、山形村は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
 - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。

- (1) 現金納付する場合は、山形村長が発行する納付書により指定金融機関等で納付し、領収書を提出すること。
- (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。

6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

11 契約の時期

本件契約については、8により落札者が決定した日の翌日から起算して5日以内（休日を含む。ただし、5日目が休日の場合は休日明けまで。）に仮契約を締結しなければならない。

12 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 山形村公共工事の前金払及び中間前金払に関する取扱要領（平成31年山形村告示第21号）を適用する。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。
 - ア 50万円以上500万円未満 1回
 - イ 500万円以上1,000万円未満 2回
 - ウ 1,000万円以上3,000万円未満 3回
 - エ 3,000万円以上5,000万円未満 4回
 - オ 5,000万円以上1億円未満 5回
 - カ 1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円で除して得た数の整数部分に5を加えた回数

13 契約保証金の納付

落札者は、仮契約と同時に山形村財務規則（昭和54年山形村規則第5号）第124条の規定による保証を付さなければならない。

14 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに山形村長に提出しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を（1）の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を山形村長に通知しなければならない。

15 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2 (1) の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書の提出を求めた工事において、工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

16 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (3) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (4) その他詳細については、発注担当課に照会のこと。